

自転車登降園届

(登降園は原則徒歩でお願いします。やむを得ない理由により自転車での登降園を希望する場合は、事前に本届を提出してください。)

【自転車利用の約束】を厳守することを約束し、自転車登降園届を提出します。

年 月 日

申請者	(住所) 函南町		
	(氏名)	電話()	—
児童名	(歳クラス)	(歳クラス)	
	(歳クラス)	(歳クラス)	
予定時刻	登園 時 分頃	降園 時 分頃	
理 由			

登降園経路の略図(経路は赤色で示してください)【片道 . km】

登降園の自転車利用に、自家用車のような「許可証」の発行はありませんが、本届未提出の方は利用できません。記入された「予定時刻」はできるだけ守ってください。混雑緩和のために時刻の変更を相談することがあります。届け出内容に変更が生じた場合は、再度『自転車登降園届』を園へ提出してください。

上記、届出について受理、承諾します。

令和 年 月 日

函南町立 こども園長

印

【自転車利用の約束】

下記事項を確認しチェックボックス□にチェックをしてください。

また、署名欄に署名の上『自転車登降園届』と併せて園に提出してください。

☐ 自転車は道路交通法上の「軽車両」にあたります。道路交通法に違反すると処罰の対象となります。

☐ 自転車利用は保護者が幼児と一緒に乗車させ、送迎する場合に限ります。

☐ 静岡県では平成31年3月26日に「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が交付され、同年4月1日施行となりました。この条例において、自転車利用者への自転車損害賠償保険等の加入義務化が定められました。

☐ 園の敷地に面した道路は、自転車を降りて通行してください。

☐ 幼児1人以上を乗車させる場合は、原則として幼児用座席が必要です。

☐ 幼児用座席に幼児を乗車させるときは、幼児に乗車用ヘルメットを必ず着用させてください。

（「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」第9条4項より。）

☐ 当園に出入りの自動車、他の自転車、園児、一般の歩行者等の安全に十分注意してください。

☐ 『自転車登降園届』で届け出た経路を通して、登降園してください。届出と違う経路を通して災害にあった場合、独立行政法人日本スポーツ振興センター（全員加入していただきます）の災害共済給付申請が、できない場合があります。

☐ 職員が駐輪場周辺で交通整理を行う場合があります。職員の指示には必ず従ってください。

☐ 園が決めた駐輪場での盗難や事故、トラブルはすべて自己責任とします。

☐ 【自転車利用の約束】を重大に違反した場合、年度途中でも自転車利用をお断りすることがあります。

上記、【自転車利用の約束】を厳守します。

令和 年 月 日

住所 函南町

署名